

[事案 28-197] 手術給付金支払請求

・平成 29 年 4 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

支払われた手術給付金の給付倍率は 10 倍であったが、20 倍が妥当であると主張して、差額の手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 8 月に契約した入院保障保険について、腰椎病的骨折に対する経皮的椎体形成術を受けたことから、手術給付金を請求したが、支払われた金額の給付倍率は 10 倍であった。

しかし、本手術は約款に規定されておらず、約款で判断できない限り、手術手技や術式ではなく、手術部位や個々の病態により判断するのが妥当である。本手術は、「脊椎・骨盤観血手術」が最も近く該当することから、給付倍率は 20 倍を適用し、差額の手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本手術は、観血手術には該当しないので、「脊椎・骨盤観血手術」には該当しない。本手術は、約款所定のいずれの手術番号にも該当しないことから手術給付金は支払対象外ではあるが、カテーテルによる手術と同義のものとして、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」に準じ、給付倍率 10 倍を適用して手術給付金を支払ったものであることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療内容等を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、給付倍率 20 倍による手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。